第一条第一項第二号中「有限責任事業組合契約登記簿」の下に「、限定責任信託登記簿」を加え、「三百キロバイト」を「三メガバイト」に改め、同条第二項第三号中「若しくは有限責任事業組合契約登記簿の登記記録に記録されている登記事項の数が二百を超える場合又は当該登記記録に係る情報量が三百キロバイト」を「、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿の登記記録に係る情報量が三メガバイト」に、「又は有限責任事業組合契約登記簿」を「、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿」に、「又は組合状態区」を「、組合状態区又は信託状態区」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

○環境省令第七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百五十二号）の施行に伴い、及び環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第三の十の項の第三欄の規定に基づき、環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

環境大臣　石原　伸晃

環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令

環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する環境省令で定める値は、六十二デシベルとする。

附　則

この省令は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。